

# 結果の概要

## 【事業所調査】

### 1 GHSラベル、安全データシート(SDS)に関する事項

#### (1) 化学物質の取扱い状況

労働安全衛生法(以下「法」という。)第57条に該当する又は法第57条の2に該当する化学物質を取り扱っている事業所の割合は17.8%となっており、化学物質を製造している事業所の割合は0.5%、商品として譲渡・提供している事業所の割合は0.9%、使用している事業所の割合は17.4%となっている。

また、法第57条に該当しないが、危険有害性がある化学物質(GHS分類において危険有害性のクラス又は区分がつく化学物質をいう。以下同じ。)又は法第57条の2に該当しないが、危険有害性がある化学物質を取り扱っている事業所の割合は11.1%となっており、化学物質を製造している事業所の割合は0.3%、商品として譲渡・提供している事業所の割合は0.6%、使用している事業所の割合は10.8%となっている。(第1表)

第1表 化学物質の取扱いの有無及び取扱い状況別事業所割合

区 分	事業所計 <sup>注)</sup>	(複数回答)				該当する化学物質を取り扱っていない	該当する化学物質を取り扱っているかどうか分からない
		該当する化学物質を取り扱っている	化学物質を製造している	化学物質を商品として譲渡・提供している			
				化学物質を使用している			
<b>労働安全衛生法第57条に該当する又は第57条の2に該当する化学物質</b> (産業計)	<b>100.0</b>	<b>17.8</b>	<b>0.5</b>	<b>0.9</b>	<b>17.4</b>	<b>76.6</b>	<b>2.4</b>
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	15.2	1.1	2.6	11.6	79.7	-
建設業	100.0	9.6	-	0.3	9.4	87.1	1.4
製造業	100.0	30.3	1.2	1.6	29.6	63.2	2.8
電気・ガス・熱供給・水道業(電気業に限る。)	100.0	64.3	0.7	0.7	64.3	33.8	1.4
運輸業、郵便業(道路貨物運送業に限る。)	100.0	2.1	-	0.6	1.5	95.1	1.2
学術研究、専門・技術サービス業(獣医学に限る。)	100.0	10.4	-	0.1	10.4	75.2	11.4
生活関連サービス業、娯楽業(洗濯業に限る。)	100.0	12.8	-	0.1	12.8	80.1	2.8
医療、福祉(病院、一般診療所、歯科診療所及び医療に附帯するサービス業に限る。)	100.0	7.7	-	-	7.7	84.1	3.4
サービス業(他に分類されないもの)(廃棄物処理業、自動車整備業及び機械等修理業に限る。)	100.0	22.9	0.0	1.5	22.4	69.6	3.4
<b>労働安全衛生法第57条に該当しない又は第57条の2に該当しないが、危険有害性がある化学物質</b> (産業計)	<b>100.0</b>	<b>11.1</b>	<b>0.3</b>	<b>0.6</b>	<b>10.8</b>	<b>71.8</b>	<b>3.0</b>
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	9.8	0.5	0.6	8.6	74.1	0.6
建設業	100.0	6.1	-	0.2	5.9	83.4	1.9
製造業	100.0	19.4	0.8	1.1	18.9	58.1	3.7
電気・ガス・熱供給・水道業(電気業に限る。)	100.0	46.8	-	-	46.8	36.4	1.4
運輸業、郵便業(道路貨物運送業に限る。)	100.0	-	-	-	-	91.1	1.9
学術研究、専門・技術サービス業(獣医学に限る。)	100.0	8.8	-	0.1	8.8	68.0	12.8
生活関連サービス業、娯楽業(洗濯業に限る。)	100.0	7.7	-	0.1	7.7	72.9	5.9
医療、福祉(病院、一般診療所、歯科診療所及び医療に附帯するサービス業に限る。)	100.0	3.6	-	-	3.6	78.2	3.2
サービス業(他に分類されないもの)(廃棄物処理業、自動車整備業及び機械等修理業に限る。)	100.0	15.6	-	1.1	14.9	64.6	3.8

注:「事業所計」には、「不明」を含む。

## (2) 化学物質を使用する際の容器・包装へのGHSラベルの表示状況

法第 57 条に該当する化学物質を使用している事業所のうち、すべての化学物質の容器・包装にGHSラベルの表示が行われている事業所の割合は 80.1%となっている。なお、前回調査と共通する産業で集計を行ったところ、71.8%から 80.9%となっており、9.1 ポイント増加した。

また、法第 57 条には該当しないが、危険有害性がある化学物質を使用している事業所のうち、すべての化学物質の容器・包装にGHSラベルの表示が行われている事業所の割合は 75.6%となっている。なお、前回調査と共通する産業で集計を行ったところ、64.8%から 76.1%となっており、11.3 ポイント増加した。(第 2 表)

第2表 GHSラベルの表示状況別事業所割合

(単位：%)

区 分	該当する化学物質を使用している事業所 <sup>1)2)</sup>		GHSラベルの表示状況				
			すべて表示が行われている	一部表示が行われている	譲渡・提供元に対し、求めた場合には表示が行われている	譲渡・提供元に対し、求めても表示が行われない場合がある	全く表示が行われていない
<b>労働安全衛生法第57条に該当する化学物質</b> (産業計)	[ 17.4]	100.0	80.1	12.4	2.8	0.6	2.7
鉱業、採石業、砂利採取業	[ 11.6]	100.0	77.8	12.3	4.3	-	5.5
建設業	[ 9.4]	100.0	74.3	12.8	9.8	-	-
製造業	[ 29.6]	100.0	81.0	13.2	1.8	0.4	2.3
電気・ガス・熱供給・水道業（電気業に限る。）	[ 64.3]	100.0	84.1	11.5	1.1	-	3.3
運輸業、郵便業（道路貨物運送業に限る。）	[ 1.5]	100.0	98.5	-	-	-	1.5
学術研究、専門・技術サービス業（獣医学に限る。）	[ 10.4]	100.0	58.9	12.8	12.8	-	15.6
生活関連サービス業、娯楽業（洗濯業に限る。）	[ 12.8]	100.0	81.0	8.3	-	-	5.3
医療、福祉（病院、一般診療所、歯科診療所及び医療に附帯するサービス業に限る。）	[ 7.7]	100.0	69.2	12.9	-	5.0	12.9
サービス業（他に分類されないもの）（廃棄物処理業、自動車整備業及び機械等修理業に限る。）	[ 22.4]	100.0	89.2	4.5	3.7	-	1.6
(参考) <sup>3)</sup>							
令和元年	[ 19.0]	100.0	80.9	12.3	3.0	0.3	2.0
平成26年	[ 19.8]	100.0	71.8	15.5	7.3	0.3	5.1
<b>労働安全衛生法第57条に該当しないが、危険有害性がある化学物質</b> (産業計)	[ 10.8]	100.0	75.6	16.9	3.5	0.1	2.2
鉱業、採石業、砂利採取業	[ 8.6]	100.0	79.6	20.4	-	-	-
建設業	[ 5.9]	100.0	75.3	10.2	9.5	-	-
製造業	[ 18.9]	100.0	75.4	18.5	2.6	0.0	2.3
電気・ガス・熱供給・水道業（電気業に限る。）	[ 46.8]	100.0	86.7	10.3	-	-	3.0
運輸業、郵便業（道路貨物運送業に限る。）	[ -]	-	-	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業（獣医学に限る。）	[ 8.8]	100.0	62.3	22.7	4.0	-	11.0
生活関連サービス業、娯楽業（洗濯業に限る。）	[ 7.7]	100.0	94.4	5.6	-	-	-
医療、福祉（病院、一般診療所、歯科診療所及び医療に附帯するサービス業に限る。）	[ 3.6]	100.0	65.6	26.3	0.8	-	7.3
サービス業（他に分類されないもの）（廃棄物処理業、自動車整備業及び機械等修理業に限る。）	[ 14.9]	100.0	81.9	7.8	4.5	0.7	2.5
(参考) <sup>3)</sup>							
令和元年	[ 12.0]	100.0	76.1	16.4	3.6	0.1	2.0
平成26年	[ 18.0]	100.0	64.8	20.5	8.7	0.6	5.5

注：1) [ ]は、全事業所のうち、「該当する化学物質を使用している事業所」の割合である。

2) 「該当する化学物質を使用している事業所」には、「GHSラベルの表示状況不明」を含む。

3) (参考)は、前回（平成26年）調査と比較できるように、共通する産業で集計を行った数値である。

### (3) 化学物質を使用する際の安全データシート(SDS)の交付状況

法第 57 条の2に該当する化学物質を使用している事業所のうち、安全データシート(SDS)が譲渡・提供元からすべて交付されている事業所の割合は 72.7%となっている。なお、前回調査と共通する産業で集計を行ったところ、68.2%から 74.5%となっており、6.3 ポイント増加した。

また、法第 57 条の2には該当しないが、危険有害性がある化学物質を使用している事業所のうち、安全データシート(SDS)が譲渡・提供元からすべて交付されている事業所の割合は 67.1%となっている。なお、前回調査と共通する産業で集計を行ったところ、62.1%から 68.6%となっており、6.5 ポイント増加した。(第3表)

第3表 安全データシート(SDS)の交付状況別事業所割合

区 分	該当する化学物質を使用している事業所 <sup>1)2)</sup>		安全データシート (SDS) の交付状況				
			すべて交付されている	一部交付されている	譲渡・提供元に対し、求めた場合には交付されている	譲渡・提供元に対し、求められても交付されない場合がある	全く交付されていない
<b>労働安全衛生法第57条の2に該当する化学物質</b>							
(産業計)	[ 17.4]	100.0	72.7	10.4	12.2	0.3	2.7
鉱業、採石業、砂利採取業	[ 11.6]	100.0	77.2	7.5	4.3	-	11.0
建設業	[ 9.4]	100.0	64.0	10.0	19.6	-	-
製造業	[ 29.6]	100.0	75.8	10.0	11.6	0.4	1.5
電気・ガス・熱供給・水道業（電気業に限る。）	[ 64.3]	100.0	92.6	0.8	5.9	-	-
運輸業、郵便業（道路貨物運送業に限る。）	[ 1.5]	100.0	90.9	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業（獣医業に限る。）	[ 10.4]	100.0	14.2	6.4	7.8	-	58.9
生活関連サービス業、娯楽業（洗濯業に限る。）	[ 12.8]	100.0	74.0	8.0	10.7	-	2.0
医療、福祉（病院、一般診療所、歯科診療所及び医療に附帯するサービス業に限る。）	[ 7.7]	100.0	46.6	17.7	11.3	0.4	23.0
サービス業（他に分類されないもの）（廃棄物処理業、自動車整備業及び機械等修理業に限る。）	[ 22.4]	100.0	77.3	12.0	8.0	-	1.8
(参考) <sup>3)</sup>							
令和元年	[ 19.0]	100.0	74.5	10.0	12.2	0.3	1.3
平成26年	[ 19.8]	100.0	68.2	11.2	15.9	0.2	4.5
<b>労働安全衛生法第57条の2に該当しないが、危険有害性がある化学物質</b>							
(産業計)	[ 10.8]	100.0	67.1	11.6	15.2	0.2	3.9
鉱業、採石業、砂利採取業	[ 8.6]	100.0	84.3	13.0	2.6	-	-
建設業	[ 5.9]	100.0	60.4	6.1	23.5	-	2.6
製造業	[ 18.9]	100.0	69.2	12.2	14.9	0.2	2.6
電気・ガス・熱供給・水道業（電気業に限る。）	[ 46.8]	100.0	89.5	3.7	5.2	-	-
運輸業、郵便業（道路貨物運送業に限る。）	[ -]	-	-	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業（獣医業に限る。）	[ 8.8]	100.0	9.3	15.2	13.2	-	54.7
生活関連サービス業、娯楽業（洗濯業に限る。）	[ 7.7]	100.0	65.0	-	29.4	-	5.6
医療、福祉（病院、一般診療所、歯科診療所及び医療に附帯するサービス業に限る。）	[ 3.6]	100.0	39.3	26.6	2.9	-	30.7
サービス業（他に分類されないもの）（廃棄物処理業、自動車整備業及び機械等修理業に限る。）	[ 14.9]	100.0	76.0	8.5	9.9	0.7	1.3
(参考) <sup>3)</sup>							
令和元年	[ 12.0]	100.0	68.6	10.9	15.8	0.2	2.6
平成26年	[ 18.0]	100.0	62.1	13.5	18.7	0.4	5.2

注:1) [ ]は、全事業所のうち、「該当する化学物質を使用している事業所」の割合である。

2) 「該当する化学物質を使用している事業所」には、「安全データシート (SDS) の交付状況不明」を含む。

3) (参考) は、前回 (平成 26 年) 調査と比較できるように、共通する産業で集計を行った数値である。

## 2 化学物質におけるリスクアセスメントに関する事項

化学物質を取り扱って(製造、譲渡・提供、使用)いる事業所のうち、リスクアセスメントを実施している事業所の割合は77.2%となっている。

リスクアセスメントの方法をみると、「作業環境測定による方法」が22.3%と最も多く、次いで「コントロール・バンディング」が18.1%となっている。(第4表)

第4表 リスクアセスメントの実施の有無及びリスクアセスメントの方法別事業所割合

(単位：%)

区 分	化学物質を取り扱って (製造、譲渡・提供、 使用)いる事業所 <sup>1)2)3)</sup>		リスクアセ スメントを 実施してい る	リスクアセスメントの方法			
				マトリッ クス法	数値化法	枝分かれ図 を用いた 方法	コントロ ール・バン ディング
(産業計)	[ 20.6]	100.0	77.2	13.7	10.4	1.3	18.1
鉱業、採石業、砂利採取業	[ 17.6]	100.0	75.8	11.7	20.9	-	22.6
建設業	[ 11.2]	100.0	77.8	15.7	11.4	6.7	26.1
製造業	[ 35.0]	100.0	78.0	14.3	10.8	0.6	18.1
電気・ガス・熱供給・水道業(電気業に限る。)	[ 68.0]	100.0	84.9	16.2	28.7	-	24.8
運輸業、郵便業(道路貨物運送業に限る。)	[ 2.1]	100.0	85.1	24.8	-	-	23.2
学術研究、専門・技術サービス業(獣医学に限る。)	[ 12.7]	100.0	51.9	-	5.2	-	-
生活関連サービス業、娯楽業(洗濯業に限る。)	[ 16.4]	100.0	67.7	4.1	9.5	2.6	10.9
医療、福祉(病院、一般診療所、歯科診療所及び 医療に附帯するサービス業に限る。)	[ 8.4]	100.0	64.1	2.2	0.6	0.2	7.0
サービス業(他に分類されないもの)(廃棄物処理 業、自動車整備業及び機械等修理業に限る。)	[ 27.1]	100.0	79.6	12.2	14.4	-	13.0

区 分	リスクアセスメントの方法					リスクアセ スメントを 実施してい ない
	クリエイ ト・シンプ ル	作業環境 測定に よる方法	個人サンプ ラーを用い た個人ばく 露測定	検知管に よる方法	その他	
(産業計)	1.5	22.3	0.4	0.5	8.9	20.9
鉱業、採石業、砂利採取業	3.6	10.1	-	-	6.8	24.2
建設業	0.9	5.7	1.3	-	10.0	19.6
製造業	1.6	23.0	0.3	0.6	8.9	20.2
電気・ガス・熱供給・水道業(電気業に限る。)	-	2.5	-	-	12.8	15.1
運輸業、郵便業(道路貨物運送業に限る。)	-	23.2	-	-	13.9	14.9
学術研究、専門・技術サービス業(獣医学に限る。)	16.8	15.6	5.2	-	9.1	48.1
生活関連サービス業、娯楽業(洗濯業に限る。)	-	27.5	-	-	13.0	28.1
医療、福祉(病院、一般診療所、歯科診療所及び 医療に附帯するサービス業に限る。)	0.5	52.0	-	1.0	0.6	35.3
サービス業(他に分類されないもの)(廃棄物処理 業、自動車整備業及び機械等修理業に限る。)	2.9	22.5	0.7	0.8	13.0	18.3

注：1) [ ]は、全事業所のうち、「該当する化学物質を取り扱って(製造、譲渡・提供、使用)いる事業所」の割合である。

2) 「該当する化学物質を取り扱って(製造、譲渡・提供、使用)いる事業所」とは、労働安全衛生法第57条に該当する、同法第57条の2に該当する又はこれらには該当しないが危険有害性がある化学物質を取り扱っている事業所をいう。

3) 「該当する化学物質を取り扱って(製造、譲渡・提供、使用)いる事業所」には、「リスクアセスメントの実施の有無不明」を含む。

### 3 有害業務に関する事項

#### (1) 有害業務の状況

作業方法や作業環境の管理が適切に行われていないと労働者の健康に影響を与えるおそれのある業務(以下「有害業務」という。)がある事業所の割合は40.6%となっている。

有害業務の種類(複数回答)をみると、「有機溶剤業務」が17.6%と最も多く、次いで「粉じん作業」が14.2%となっている。(第5表)

第5表 有害業務の有無及び種類別事業所割合

(単位:%)

区 分	事業所計	有害業務がある	有害業務の種類(複数回答)				
			鉛業務	粉じん作業	有機溶剤業務	特定化学物質を製造又は取り扱う業務	放射線業務
(産業計)	100.0	40.6	1.2	14.2	17.6	9.8	12.5
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	63.1	0.6	56.6	6.3	6.5	2.6
建設業	100.0	30.3	1.2	16.2	13.8	4.1	0.9
製造業	100.0	44.8	2.1	21.8	28.7	16.1	3.4
電気・ガス・熱供給・水道業(電気業に限る。)	100.0	70.2	-	18.5	27.6	55.3	8.0
運輸業、郵便業(道路貨物運送業に限る。)	100.0	8.5	-	1.0	0.7	0.5	0.0
学術研究、専門・技術サービス業(獣医学に限る。)	100.0	85.4	-	1.3	8.5	8.5	85.4
生活関連サービス業、娯楽業(洗濯業に限る。)	100.0	20.0	-	-	15.8	5.6	-
医療、福祉(病院、一般診療所、歯科診療所及び医療に附帯するサービス業に限る。)	100.0	77.5	-	1.2	4.9	7.8	76.3
サービス業(他に分類されないもの)(廃棄物処理業、自動車整備業及び機械等修理業に限る。)	100.0	40.8	1.4	14.9	23.7	14.2	1.7

  

区 分	有害業務の種類(複数回答)						有害業務がない
	除染等業務、特定線量下業務	強烈的な騒音を発する場所における業務	振動工具による身体に著しい振動を与える業務	紫外線、赤外線にさらされる業務	重量物を取り扱う業務	酸素欠乏のおそれがある業務	
(産業計)	0.2	3.6	5.7	2.9	8.2	5.5	59.4
鉱業、採石業、砂利採取業	0.6	13.5	11.4	8.1	8.0	3.4	36.9
建設業	0.6	3.7	13.2	4.9	13.5	13.6	69.7
製造業	0.1	5.9	5.1	3.6	8.1	3.8	55.2
電気・ガス・熱供給・水道業(電気業に限る。)	1.5	16.9	5.8	5.9	12.6	38.5	29.8
運輸業、郵便業(道路貨物運送業に限る。)	-	-	-	0.0	6.4	0.3	91.5
学術研究、専門・技術サービス業(獣医学に限る。)	-	1.3	0.7	-	2.0	-	14.6
生活関連サービス業、娯楽業(洗濯業に限る。)	-	-	-	-	0.7	0.4	80.0
医療、福祉(病院、一般診療所、歯科診療所及び医療に附帯するサービス業に限る。)	-	0.0	0.0	0.0	0.5	0.0	22.5
サービス業(他に分類されないもの)(廃棄物処理業、自動車整備業及び機械等修理業に限る。)	0.5	4.0	8.5	4.5	12.6	11.8	59.2

## (2) 作業環境測定状況

「鉛業務」、「粉じん作業」、「有機溶剤業務」、「特定化学物質を製造又は取り扱う業務」、「酸素欠乏のおそれがある業務」がある事業所のうち、作業環境測定を行うべき作業場がある事業所の割合は、「鉛業務」40.0%、「粉じん作業」47.2%、「有機溶剤業務」57.9%、「特定化学物質を製造又は取り扱う業務」61.9%、「酸素欠乏のおそれがある業務」46.8%となっている。

そのうち、過去1年間(平成30年10月1日から令和元年9月30日までの期間)に作業環境測定を実施した事業所の割合は、「鉛業務」85.3%、「粉じん作業」86.2%、「有機溶剤業務」89.5%、「特定化学物質を製造又は取り扱う業務」93.1%、「酸素欠乏のおそれがある業務」95.9%となっている。なお、前回調査と共通する産業で集計を行ったところ、「粉じん作業」は80.4%から86.7%、「有機溶剤業務」は83.3%から89.6%、「特定化学物質」は90.2%から92.2%となっており、いずれも増加した。

作業環境測定を実施した事業所の測定評価(複数回答)をみると、「作業環境管理が適切である(管理区分Ⅰ)」の作業場がある割合は、「鉛業務」92.0%、「粉じん作業」86.0%、「有機溶剤業務」90.0%、「特定化学物質を製造又は取り扱う業務」92.8%となっている。(第6表)

第6表 作業環境測定実施の有無及び測定評価別事業所割合

(単位:%)

区 分	作業環境測定を行うべき作業場がある事業所 <sup>1)2)</sup>		過去1年間に作業環境測定を実施した <sup>3)</sup>		作業環境測定評価(複数回答)			過去1年間に作業環境測定を実施していない
					作業環境管理が適切である(管理区分Ⅰ)	作業環境管理に改善の余地がある(管理区分Ⅱ)	作業環境管理が適切でない(管理区分Ⅲ)	
鉛業務	[ 40.0 ]	100.0	85.3	(100.0)	( 92.0 )	( 11.1 )	( 3.2 )	12.7
粉じん作業 (参考) <sup>4)</sup>	[ 47.2 ]	100.0	86.2	(100.0)	( 86.0 )	( 18.3 )	( 6.6 )	13.6
令和元年	[ 47.0 ]	100.0	86.7	(100.0)	( 85.8 )	( 18.5 )	( 6.6 )	13.0
平成26年	[ 51.7 ]	100.0	80.4	(100.0)	( 89.0 )	( 13.4 )	( 7.8 )	19.2
有機溶剤業務 (参考) <sup>4)</sup>	[ 57.9 ]	100.0	89.5	(100.0)	( 90.0 )	( 10.6 )	( 3.5 )	10.4
令和元年	[ 57.9 ]	100.0	89.6	(100.0)	( 90.1 )	( 10.5 )	( 3.7 )	10.3
平成26年	[ 66.5 ]	100.0	83.3	(100.0)	( 88.6 )	( 12.7 )	( 5.0 )	16.5
特定化学物質 (参考) <sup>4)</sup>	[ 61.9 ]	100.0	93.1	(100.0)	( 92.8 )	( 8.8 )	( 3.9 )	6.6
令和元年	[ 61.6 ]	100.0	92.2	(100.0)	( 92.0 )	( 9.2 )	( 4.2 )	7.5
平成26年	[ 66.0 ]	100.0	90.2	(100.0)	( 88.7 )	( 11.3 )	( 5.6 )	9.8
酸素欠乏のおそれがある業務	[ 46.8 ]	100.0	95.9	( ... )	( ... )	( ... )	( ... )	1.8

注: 1) [ ]は、それぞれの有害業務がある事業所のうち、「作業環境測定を行うべき作業場がある事業所」の割合である。

2) 「作業環境測定を行うべき作業場がある事業所」には、「作業環境測定の実施の有無不明」を含む。

3) 「過去1年間に作業環境測定を実施した」には、「測定評価不明」を含む。

4) (参考)は、前回(平成26年)調査と比較できるように、共通する産業で集計を行った数値である。